

令和5年第2回会津坂下町議会定例会会議録

令和5年6月8日から令和5年6月16日まで第2回定例会が町役場議場に招集された。

令和5年6月8日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 佐藤宗太	8番 山口享	9番 青木美貴子
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 小畑博司	14番 水野孝一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	鈴木久	書記	中村夏実
書記	加藤秀法		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	古川庄平	副町長	板橋正良
教育長	鈴木茂雄	総務課長	佐藤銀四郎
政策財政課長	佐藤秀一	生活課長	新井田英
建設課長	古川一夫	産業課長	長谷川裕一
庁舎整備課長	遠藤幸喜	会計管理者	田部嘉之
教育課長	上谷圭一	子ども課長	五十嵐隆裕
監査委員	仙波利郎		



◎表彰状伝達

◎議長（水野孝一君）

皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、去る6月5日に開催されました福島県町村議会議長会定期総会において、本町議会が優良町村議会として、また、青木美貴子君、山口享君、佐藤宗太君が自治功労者として表彰を受けられましたので、皆様にご報告させていただきます。

これより3名の方へ表彰状の伝達を行います。

◎議会局長（鈴木 久君）

青木美貴子君、前にお進み願います。

◎議長（水野孝一君）

表彰状 青木美貴子殿

あなたは多年議会議員として郷土の発展に尽瘁し、地方自治の振興発展に貢献されました功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表します。

令和5年6月5日 福島県町村議会議長会長 古川文雄

おめでとうございます。

◎議会局長（鈴木 久君）

山口享君、前にお進み願います。

◎議長（水野孝一君）

表彰状 山口享殿

以下同文でございます。どうもおめでとうございます。

◎議会局長（鈴木 久君）

佐藤宗太君、前にお進み願います。

◎議長（水野孝一君）

表彰状 佐藤宗太殿

以下同文でございます。どうもおめでとうございます。

このたび受賞されました3名の皆様におかれましては、誠にありがとうございます。

心からお祝いと、今後のますますのご活躍をご期待申し上げます。

また、優良町村議会の表彰状、記念品については、議場西側に掲示してありますので、ご覧いただきたいと思います。

これをもって表彰状の伝達を終わります。

◎開会及び会議の宣告

◎議長（水野孝一君）

ただいまの出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回会津坂下町議会定例会を開会いたします。（開会 午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程（第1号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、1番、目黒克博君、2番、蓮沼文明君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（水野孝一君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第2回定例会の会期は、お手元にお配りした会期日程（案）のとおり、本日6月8日から6月16日までの9日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、6月8日から6月16日までの9日間と決定いたしました。

◎諸報告について

◎議長（水野孝一君）

日程第3、諸報告についてであります。議長より報告9件を提出いたします。

初めに、町長から報告7件の提出がありました。議長報告第7号「専決処分報告について 専決第7号損害賠償の額の確定について」、議長報告第8号「株式会社湯川会津坂下経営状況の報告について」、議長報告第9号「私債権の放棄の報告について」、議長報告第10号「繰越明許費繰越計算書について（会津坂下町一般会計予算）」、議長報告第11号「繰越明許費繰越計算書について（会津坂下町下水道事業特別会計予算）」、議長報告第12号「繰越明許費繰越計算書について（会津坂下町坂下東第一地区土地整理事業特別会計予算）」、議長報告第13号「繰越計算書について（会津坂下町下水道事業会計予算）」であります。

朗読を省略して、順次内容の説明を求めます。

まず、議長報告第7号について説明願います。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

おはようございます。

私からは、議長報告第7号、町長報告第5号「専決処分の報告について」ご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

専決第7号「損害賠償の額の確定について」ご説明申し上げます。

本件は、令和4年12月19日午前9時頃、会津坂下町大字羽林字沢ノ目7番地3地内において発生しました対物事故についての損害賠償であります。

賠償する相手方の住所及び氏名は、福島県河沼郡会津坂下町大字羽林字沢ノ目7番地3、本田友和様であります。

損害賠償の額は、除雪作業中に本田様宅の花壇に接触し破損させたことによる修理に要した6万4,900円で、地方自治法第180条第1項の規定により令和5年5月24日専決処分を行ったものであります。

以上です。

◎議長（水野孝一君）

次に、議長報告第8号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

おはようございます。

議長報告第8号、町長報告第6号「株式会社湯川会津坂下経営状況の報告」について、ご説明を申し上げます。

令和5年度株式会社湯川会津坂下の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告をするものです。

資料の「第11期株式会社湯川会津坂下事業計画書」の1ページをご覧ください。

1の運営管理基本方針につきましては、前期までの課題の改善に努めるとともに、施設の設置目的に沿って6項目の方針が立てられました。

（1）会津坂下町・湯川村の地域振興を図ることを第一に管内経済の向上に寄与いたします。

（2）インボイス制度に関する会社情報の的確な提供に努めます。

（3）質の高い農産物等の供給によるお客様の満足度の向上を目指します。

（4）農産物出荷者協議会、物産事業者の会との意見交換を通じた相互信頼を深めます。

(5) SDGsに継続して取り組みます。

(6) 開業10周年祭企画チームを立ち上げ記念事業の準備を進めます。

この運営管理基本方針の下、2、運営管理施策の8項目に取り組んでまいります。

3、今年度の主な取組として、顧問税理士と出荷者によるインボイス制度に関する意見交換会の開催、季節の新鮮野菜を取り入れたランチメニューの開発、物産・農産物コーナーにおけるお客様の動線の改善、モンベルコーナーの新設と販売運営、コシヒカリ出荷・販売要綱の遵守によるブランド化の推進、かわまちづくり（第2期）工事に合わせたバーベキュー等の実証実験、開業10周年祭に向けた地域振興施設の改修とイベントの検討に取り組んでまいります。

2ページをご覧ください。

4の数値目標として、売上げが6億3,852万5,000円、第10期の予算と比較して12.8%増と見込んでおります。売上原価は4億4,739万9,000円、一般管理費が1億7,175万2,000円、税引きの経常利益を2,154万3,000円といたしました。

5の事業部では、モンベルコーナーの新設による一部模様替え、お客様の動線を改善することでサービスの向上を図ってまいります。また、農産・物産・レストランの連携を強化し、SDGsの取組を進めてまいります。

(1) 農産マーケットでは、アドバイザーの指導により道の駅あいづの独自性を生かしながら①から④に、(1) あいづ物産館では①から④に取り組んでまいります。

3ページをご覧ください。

(3) のレストランにつきましては①から④に取り組み、お客様に喜ばれるメニューづくりやテイクアウト商品等での売上拡大に取り組んでまいります。

6、管理部では、インボイス制度の対応を中心に①から④に取り組み、出荷者をサポートしてまいります。

7、キッチンカーについては、にぎわいを創出し、来訪者の楽しみの一つでもあることから、積極的に出店を促してまいります。

8、イベントにつきましては、会津坂下町・湯川村の地域振興を第一に、両町村と道の駅あいづの知名度アップにつなげてまいります。

9の宣伝広告につきましては、タイムリーな情報を発信し、多くのお客様に関心を持っていただけるようSNS等を有効に活用してまいります。具体的には、4ページの(1) から(3) に取り組んでまいります。

10の営業展開については、コロナ禍により自粛をしておりましたが、バスツアー客の獲得推進に向け、仏都会津、会津三十三観音めぐりの観光客を対象にランチ情報等を提供し、立ち寄りの昼食営業を展開してまいります。

11、指定管理業務、12、その他につきましては資料をご覧ください。

最後に5ページをご覧ください。

令和5年度の予算につきましては、売上げが6億3,852万5,000円、仕入原価が4億4,739万9,000円、粗利が1億9,112万6,000円に対し、一般管理費が1億7,175万2,000円、経常利益が2,154万3,000円の予算が計上されました。

3年間続いたコロナ感染症による来客数・売上高の落ち込みもコロナ禍前の状況まで回復することができたことから、今後も域振興施設としての役割の強化と営業収益の向上を目指し、各種事業を展開してまいります。

以上、報告とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議長報告第9号について説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

改めまして、おはようございます。

議長報告第9号、町長報告第7号「私債権の放棄の報告について」ご説明申し上げます。

会津坂下町私債権管理条例第7条第1項の規定により、別紙のとおり水道使用料に係る私債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次ページの別紙「私債権放棄調書」をご覧ください。

今回、私債権放棄の対象となった債務者は、1に記載の者であります。

2、私債権放棄の対象となった水道使用料の内訳であります。令和2年度から令和3年度までの13件、12万5,392円であります。

3、私債権放棄の期日については、令和5年3月31日であります。

4、私債権放棄の理由であります。私債権放棄対象となった債務者の弁護士より、令和4年7月7日に事件番号「令和3年（フ）第97号」破産手続廃止決定書及び免責許可決定書の写しの提出があったことから、債務者が当該債権につきその責任を免れたため、債権放棄したものであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議長報告第10号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長報告第10号、町長報告第8号「令和4年度繰越明許費繰越計算書」につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告をするものです。繰越事業につきましては10件で、繰越額の総額は2億7,727万2,000円であります。

まず、第2款1項情報化施策推進体制整備事業は、個人情報の保護に関する法律の改正により義務化される個人情報ファイル簿の作成等に関する業務で、年度内の完了が困難であったことから、本年度に繰り越したものです。

過疎対策事業（定住人口対策）は、若者の定住促進のための住宅取得補助金5件分で、住宅資材の調達に時間を要することから、本年度に繰り越したものです。

町道舗装事業（2項道路）は、敷地のセットバック分を測量後、町道用地として購入するもので、境界ぐいが消失等により復元後の確認に不測の日数を要することから、本年度に繰り越したものです。

6款1項産地パワーアップ事業は、農業者の農業機械の導入に対し補助するもので、国の令和4年度第2号補正予算を活用し、令和5年度予定の事業を3月の補正予算（第9号）で措置したものであり、年度内の完了が困難であることから、本年度に繰り越したものです。

8款2項橋りょう整備事業は、丈助橋架け替え工事の測量設計を実施するもので、架け替え位置の選定に不測の日数を要したことから、本年度に繰り越したものです。

8款4項坂下東第一土地区画整理事業（一般会計繰出）は、区画整理事業地内における地権者への移転補償費で、建設計画の再調整が必要となり、年度内の完了が困難であったことから、本年度に繰り越したものです。

公共下水道事業（一般会計繰出）は、下水道事業特別会計への繰出金で、町道上下線ほか管渠工事等において、想定以上の地下湧水等の発生により施工能率が低下し、不測の日数を要したことから、本年度に繰り越したものです。

用排水路整備事業は、抜戸堀排水路整備工事で、当該水路の水量が想定より多く、施工能率が低下し、不測の日数を要したことから、本年度に繰り越したものです。

8款5項防災拠点建築物耐震化促進事業は、旧坂下厚生総合病院の解体補助金で、工事着手後、壁の内部からアスベスト建材及び基準値を超える土壌汚染が確認され、詳細調査、関係機関協議に不測の日数を要したことから、本年度に繰り越したものです。

11款1項農業施設災害復旧業務は、8月上旬の豪雨で被災した袋原地区の農地3か所、本名地区の農業施設2か所の復旧工事で、災害査定が12月に行われ、その後の発注であったことから、年度内の完了は困難であり、本年度に繰り越したものです。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議長報告第11号から第13号について説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

議長報告第11号、町長報告第9号「繰越明許費繰越計算書」について、ご説明申し上げ

げます。

令和4年度繰越明許費は別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

別紙「繰越計算書」をご覧ください。

令和4年度会津坂下町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書であります。

1款2項、事業名は「公共下水道事業（維持管理費）」であり、繰越予算額41万8,000円であります。

財源内訳でございますが、一般財源41万8,000円であります。

事業内容につきましては、坂下西浄化センター脱水機制御盤修繕工事でありまして、41万8,000円の繰越しであります。

繰越しの理由については、昨年5月に早期発注したものの、昨今の世界情勢等により、基盤、インバーター等の精密機器類の調達に不測の日数を要したため完了できなかったものであります。

次に、1款3項、事業名は「公共下水道事業（建設費）」であり、繰越予算額1億2,312万4,000円であります。

財源内訳でございますが、未収入特定財源としまして、国庫支出金5,389万6,000円、地方債6,220万円であり、一般財源として702万8,000円であります。

事業内容につきましては、町道上口線ほか管渠工事、町道緑町1号線ほか管渠工事、町道北裏通り線舗装復旧工事、並びに設計業務委託、下水道工事に起因する水道管移設補償費で、1億2,312万4,000円の繰越しであります。

繰越しの理由としましては、管渠工事においては、想定外の湧水発生による施工能率の低下により、年度内完了が見込めなくなったものであります。

舗装復旧工事においては、道路管理者並びに地権者との協議に不測の日数を要したことから、年度内完了が見込めなくなったものであります。

また、業務委託につきましては、関連地質調査業務等の遅延により不測の日数を要したため年度内完了が見込めなくなったもの、物件移転補償につきましても、これらの工事を繰り越したことにより、同じく年度内完了が見込めなくなったものであります。

本年3月議会におきまして、令和4年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第5号）で議決いただいたものでありまして、令和4年度中の支出ができなかったことにより繰り越したものであります。

次に、議長報告第12号、町長報告第10号「繰越明許費繰越計算書」について、ご説明申し上げます。

令和4年度繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

別紙「繰越計算書」をご覧ください。

令和4年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書であります。

1 款 1 項、事業名は「坂下東第一地区土地区画整理事業」であり、繰越予算額2,815万9,000円であります。

財源内訳でございますが、未収入特定財源としまして、国県支出金1,492万4,000円、地方債1,190万円、一般財源133万5,000円であります。

事業内容につきましては、建物等移転補償費であり、2,815万9,000円の繰越しであります。

繰越しの理由としましては、建物等移転について、建設資材の高騰及びその調達が困難となり、建設計画を見直す必要が生じたことから、年度内完了が見込めなくなったものであります。

本年3月議会におきまして、令和4年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）で議決いただいたものでありまして、令和4年度中の支出ができなかったことにより繰り越したものであります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議長報告第13号、町長報告第11号「繰越計算書」について、ご説明申し上げます。

令和4年度会津坂下町水道事業会計予算において、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

別紙「繰越計算書」をご覧ください。

令和4年度会津坂下町水道事業会計予算繰越計算書であります。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による営業費用の事故繰越額は、1款1項、事業名は「町道緑町東1号線配水管布設替工事に伴う給水管工事」であり、繰越予算額272万7,000円であります。

理由につきましては、同一路線の他事業との工程調整により工期が延長されたため、翌年度に繰り越したものであります。

財源につきましては、「給水収益」で記載のとおりであります。

なお、繰り越す期間につきましては、令和5年7月を予定しております。

2ページをお開きください。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額は、1款1項、事業名は「町道緑町東1号線配水管布設替工事」であり、繰越予算額668万2,000円であります。

理由につきましては、同一路線の他事業との工程調整により工期が延長されたため、翌年度に繰り越したものであります。

財源につきましては、「過年度損益勘定留保資金」で記載のとおりであります。

なお、繰り越す期間につきましては、令和5年7月を予定しております。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

以上、説明のとおりでありますので、ご承知願います。

◎議長（水野孝一君）

続いて、議長報告第14号「例月出納検査の結果報告について」及び議長報告第15号「諸般の報告（第2号）について」であります。朗読、説明を省略いたしますので、お手元にお配りした印刷物により、ご承知願います。

以上をもって諸報告を終わります。

◎町長説明要旨について

◎議長（水野孝一君）

日程第4、町長説明要旨について説明を求めます。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

改めて、皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和5年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用にもかかわらずご出席を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

去る5月23日から26日までの4日間、地域づくり懇談会を開催し、防災マップ、空き家対策計画及び新庁舎建設計画の3件について町民の皆様と懇談を行い、多くのご意見を頂戴いたしました。

その中でも、重要施策である新庁舎建設場所についての町の考えを提案いたしましたが、将来のまちの姿や町民の声を反映させる仕組み、まちづくりにおける協働の姿など、町民の皆様との議論がまだまだ足りないとの想いに至り、新庁舎建設場所の変更の議案提出について延期の判断をいたしました。

今後につきましては、町民の方々に参画していただき、仮称ではありますが「10年後・20年後の会津坂下町を考える会」を組織し、様々な面から「将来の会津坂下町」について検討してまいります。

さらに、第6次会津坂下町振興計画後期基本計画や都市マスタープラン、中心市街地活性化計画の議論も開始し、「将来の会津坂下町」のグランドデザインをどのようなものとしていくかについて、改めて懇談会の場を設けさせていただく予定です。

町と議会は地方行政の両輪と言われますが、その役割は町民の声を施策に反映させ、実現していくものであるため、議員の皆様も町民の想いと声を聴く機会を設けていただきたいと思っております。

町民の皆様と議会、そして町が一体となって進んでいくことにより、「新しいまちづくり」が町民の想いを反映し、やりたいことがあふれ、将来にわたり住み続けたい町となるものと確信しております。

さて、本定例会に提出いたしました主な案件の概要を申し上げるとともに、当面する

町行政の諸課題について、議員皆様をはじめ町民各位のご理解を賜りたいと存じます。

まず、今議会に提案する主な案件について申し上げます。

初めに、会津坂下町農業委員会委員の選任につきましては、ご尽力いただきました委員の任期満了に伴い、その後任について提案し、ご同意を賜りたく上程するものです。

次に、会津坂下町税条例の一部を改正する条例につきましては、令和5年度の税制改正による地方税法等の改正に伴う改正であります。

次に、町道路線の認定につきましては、メガステージ会津坂下の開発に伴い築造された道路2路線、旧中岩田団地用地の住宅造成工事に伴い築造された1路線及び、坂下東第一地区土地区画整理地内における住宅造成工事に伴い築造された道路1路線を認定するものであります。

次に、令和5年度会津坂下町一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

歳入歳出にそれぞれ3億9,752万3,000円を追加し、80億9,666万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億3,376万円の増、当初課税が確定したことによる固定資産税5,300万円の増、令和4年度決算見込みによる繰越金2億3,000万円の増などを計上しました。

歳出の主なもののうち、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した会津坂下町生活支援事業についてご説明申し上げます。

この交付金の目的は、電気・ガスなどのエネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援を行うものであり、低所得者世帯への支援枠が別途措置されたものとなっております。

これを受け、低所得者世帯を対象とした住民税非課税世帯等臨時特別支援事業で5,950万円、全町民を対象としたばんげ応援商品券配布事業で8,171万8,000円、福祉事業所や小規模保育施設を対象とした社会生活支援事業所等物価高騰対策事業で360万円を計上しました。

また、その他の歳出は、各地区から要望のあった町道の整備等の対応分で1,950万円の増、広瀬コミュニティセンター屋上の防水改修工事で3,221万円の増、財政調整基金、福祉基金及び行政センター建設整備基金への積立てで1億8,847万2,000円の増、4月の人事異動に伴う職員人件費で、特別会計への繰出分も含めた全体で2,907万6,000円の減を計上いたしました。

次に、令和5年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正予算につきましては、令和5年度の本算定に伴うものであり、国民健康保険税につきましては、県が示す国保標準保険料率を参考に、医療費の動向を勘案し本算定を行い、令和5年度は昨年度と同じ税率とする内容で、5月23日開催の国保運営協議会に諮問し、答申をいただいたところであります。

なお、その他の特別会計補正予算につきましては、主に職員の人事異動に伴う人件費に係るものであります。

次に、最近の町政について申し上げます。

初めに、建設行政について申し上げます。

老朽化が著しい丈助橋につきましては、県代行工事の要望を行っておりましたが、このたび正式に県の採択となりました。また、昨年度の繰越事業として測量設計業務、橋梁撤去設計業務及び道路詳細設計業務を発注しており、早期着手に向け関係機関との協議を進めてまいります。

坂下東第一地区土地区画整理事業につきましては、都市計画道路坂下喜多方線並びに坂下羽林線の延伸に向けて、1戸1棟の家屋移転補償と4戸34棟の家屋補償調査及び関連する整地工事、また、台ノ下地内の道路築造工事を年度内完成に向けて進めてまいります。

公共下水道事業について申し上げます。

県道会津坂下会津高田線管路デザインビルド整備事業につきましては、令和7年度の整備完了に向け順次着手し進めてまいります。

坂下中央・西・東処理区につきましては管渠埋設工事を順次着手し、年度内完成に向けて進めてまいります。

上水道事業について申し上げます。

県道会津坂下会津高田線の新町地内においては舗装本復旧工事を年度内の完成に向けて進めてまいります。

下水道管渠埋設工事に伴う配水管布設替工事については、下水道管渠埋設工事に合わせて着手し、また、坂下東第一地区土地区画整理事業に伴う、古坂下地内の配水管布設工事についても、年度内の完成に向けて進めてまいります。

また、昨年度、本町と会津若松地方広域市町村圏整備組合並びに会津若松市、会津美里町が締結しました水道事業の技術的な連携に関する基本協定に基づきまして、衛星画像解析による管路診断業務委託を共同で実施してまいります。

次に、農業行政について申し上げます。

農業従事者の高齢化や後継者不足が深刻な課題として全国的に顕在化する中、令和4年5月に農業経営基盤強化促進法が改正され、「人・農地プラン」が町に策定義務のある地域計画として法定化されました。

これは、各行政区で話し合いを重ね、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化し、実現させていくことを目的とするものであり、令和6年度末まで全行政区での策定を目標に進めてまいります。

計画の策定におきましては、将来の農地利用の方向性を示す目標地図の作成が新たな要件として加わり、その作成を農業委員会が担うこととなるため、これまで以上に農業委員や農地利用最適化推進委員の地域活動が重要になってまいります。

町は、農業委員会はもとより、JAや土地改良区等との情報共有と連携強化を図りながら、一体となって取り組んでまいります。

次に、教育行政について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症予防対策につきましては、5月8日の5類移行後の対策に

ついて「学校における衛生管理マニュアル」が改定されました。

マスクにつきましては着用を求めないことを基本とし、学校給食の場面では黙食は必要ないことが示され、健康観察や換気の確保、手指衛生等の日常的な対応を継続することとなります。今後も、児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう取り組んでまいります。

旧坂下高校の町ソフトボール専用グラウンドについては、本年度においてさらに整備拡充を行い、外野ネットフェンス、バックネット、水道工事等を完了しました。ソフトボール協会をはじめ町代表チーム、スポーツ少年団などにご活用いただき、競技人口の増加を図ってまいります。

そして、先日6月3日に、福島県消防大会の席上において、消防団の勲章でもありません民報金ばれんを受賞いたしました。金ばれんは現在町長室の前に展示しておりますので、ご覧になっていただきたく存じます。

最後に、本定例会に上程いたしました案件につきましては、あらかじめ印刷物によりお手元に差し上げたとおりであります。その内容につきましては、各担当課長より説明させますので、何とぞ慎重なるご審議の上、原案のとおり議決賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶といたします。

どうぞよろしく願いいたします。

◎承認第3号専決処分の報告及びその承認について

◎議長（水野孝一君）

日程第5、承認第3号「専決処分の報告及びその承認について」、専決第3号「会津坂下町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

私から、承認第3号「専決処分の報告及びその承認について」ご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日に次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

専決第3号「会津坂下町税条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部改正に伴い関係条文を改正するものであります。詳細につきましては、資料の「新旧対照表」によりご説明申し上げます。

右側の「旧」が改正前、左の「新」が改正後で、下線部分が改正箇所であります。

第46条から3ページの第101条は、地方税共通納税の二次元コード、いわゆるQRコードによる納税対象税目の追加により施行規則様式の新設に伴う改正で、1ページの第

46条は「又は第5号の15の2様式」を追加し、「によって」を「により」に変更するものであります。

第48条は「又は第22号の4の2様式」を追加し、同条第5項にも「又は第22号の4の2様式」を追加するものであります。

2ページ、50条につきましては、「又は22号の4の2様式」を追加し、同条第2項は「において」を「には」とするものであります。

第98条及び3ページ同条第5項は「又は第34号の2の5の2様式」を追加するものであります。

第101条は「又は第34号の2の5の2様式」を追加するものでございます。

次に、附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る特例の適用期限が令和9年度まで延長されたことに伴う改正で、「令和6年度」を「令和9年度」とするものであります。

次に、附則第10条は、新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等の特例が令和5年3月31日で終了し、本文中より「第64条」を削除するものであります。

次に、4ページ、附則第10条の2は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に大規模な修繕等が行われたマンションについて、工事完了の翌年度分の建物に係る税額を減額する措置が講じられたことに伴う項ずれの改正でございます。

次に、附則第10条の3第12項から5ページの14項は、大規模修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額措置を受けようとする者が行います申告書の規定が新設されたことに伴う改正及び耐震基準適合家屋の申告規定について改正するもので、12項を全文追加し、12項を13項とし、「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」とし、また、「13項」を「14項」に修正するものでございます。

次に、6ページをご覧ください。

6ページの附則15条の2及び第15条の6は、法改正に合わせ感染症対策によって15か月延長されていた消費税上げに伴います環境性能割の臨時的軽減措置に係る規定の削除による改正をするもので、第15条の2を削除し、「第15条の2の2」を「第15条の2」に変更し、第15条の6の3を削除するものであります。

次に、附則第16条は、新型コロナウイルスによる影響を受ける業界の振興と、より環境性能のいい車両の普及を後押しすることから、グリーン化特例の適用期限を3年延長するもので、「第8項」を「第4項」とし、同条第2項は「令和4年4月1日」から「令和8年3月31日まで」に、また「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」にするものであります。

また、同条第3項から第6項を削除し、8ページをご覧ください。

「第7項」を「第3項」に修正し、「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に変更し、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という）」に変更し、また「当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」

を削除し、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に変更し、「令和5年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に変更し、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）中「6,900円」とあるのは「3,500円」とするものであります。

次に、「第8項」を「第4項」とし、「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に変更し、「3輪」を「三輪」に変更し、「当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限る」を削除し、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に変更し、「令和5年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に変更し、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）中「6,900円」とあるのは「5,200円」とするものでございます。

次に、附則第16条の2は附則第16条の改正に合わせた項ずれの改正で、「第8項」を「第4項」とするものであります。

次に、附則第17条の2は、優良住宅地の造成等に係る土地の長期譲渡所得の特例期間を令和8年度まで延長するもので、「令和5年度」を「令和8年度」とするものであります。

続いて9ページをご覧ください。同条第2項も「令和5年度」を「令和8年度」とするものであります。

次に、附則第25条は規定の整備に伴う改正で、「次条において「新型コロナウイルス感染症特定法」という」を削除するものであります。

続きまして、議案本文に戻っていただきまして、3ページ後段の附則で、4ページ第1条において、この条例は令和5年4月1日から施行するというものであります。

また、附則第2条は固定資産税に係る経過措置を定め、第3条は軽自動車税に係る経過措置を定めるというものであります。

以上のとおり、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日に専決処分をいたしましたので、以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

これより本件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより承認第3号「専決処分の報告及びその承認について」専決第3号「会津坂下町税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。

本件は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本件は、承認することに決定いたしました。

◎同意第2号から同意第11号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第6、同意第2号から同意第11号までの「会津坂下町農業委員会委員の選任について」の10件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

同意第2号から同意第11号までの「会津坂下町農業委員会委員の選任について」の提案理由を申し上げます。

令和2年7月20日よりご尽力いただいております農業委員会委員10名の任期につきましては、令和5年7月19日をもって3年間の任期満了となります。この間、会長の成田嘉孝氏をはじめ委員におかれましては、農地の適正管理や利用最適化等にご指導賜り、農業行政の進展と地域農業発展のために多大なるご貢献をいただきました。そのご功績に対し心から感謝申し上げる次第であります。

農業委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律により町長が議会の同意を得て任命することとなっており、このたびの任期満了に伴い、地区区長会等から推薦のあった10名の方々を農業委員会委員として選任したく同意を得たいものであります。

初めに、同意第2号として渡部淳氏、次に、同意第3号として渡部敦氏、次に、同意第4号として木村行男氏、次に、同意第5号として二瓶義典氏、次に、同意第6号として五十嵐朱美氏、次に、同意第7号として鈴木清介氏、次に、同意第8号として鈴木寿夫氏、次に、同意第9号として五十嵐智子氏、次に、同意第10号として渡辺清栄氏、最後になりますが、同意第11号として永山廣隆氏であります。

以上10名の方々は、これまでも農業委員や農地利用最適化推進委員、農業関係団体の委員等を務められ、地域農業発展にご尽力されてきた方々でありますので、我が町の農業委員として大変ふさわしい方々であると考えております。

任期につきましては、令和5年7月20日から3年間となります。

何とぞ満場一致でのご同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。よろしく申し上げます。

◎議長（水野孝一君）

質疑・討論・採決は、1件ごとに行います。

これより、同意第2号「会津坂下町農業委員会委員の選任について」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより同意第2号「会津坂下町農業委員会委員の選任について」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。

本件は、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、同意第2号「会津坂下町農業委員会委員の選任について」は、これに同意することに決定いたしました。

◎議長（水野孝一君）

次に、同意第3号「会津坂下町農業委員会委員の選任について」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。  
これより同意第3号「会津坂下町農業委員会委員の選任について」を採決いたします。  
この採決は、起立をもって行います。  
本件は、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。  
よって、同意第3号「会津坂下町農業委員会委員の選任について」は、これに同意することに決定いたしました。

◎議長（水野孝一君）

次に、同意第4号「会津坂下町農業委員会委員の選任について」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。  
これより同意第4号「会津坂下町農業委員会委員の選任について」を採決いたします。  
この採決は、起立をもって行います。  
本件は、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、同意第4号「会津坂下町農業委員会委員の選任について」は、これに同意することに決定いたしました。

◎議長（水野孝一君）

次に、同意第5号「会津坂下町農業委員会委員の選任について」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。  
これより同意第5号「会津坂下町農業委員会委員の選任について」を採決いたします。  
この採決は、起立をもって行います。  
本件は、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、同意第5号「会津坂下町農業委員会委員の選任について」は、これに同意することに決定いたしました。

◎議長（水野孝一君）

次に、同意第6号「会津坂下町農業委員会委員の選任について」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。  
これより同意第6号「会津坂下町農業委員会委員の選任について」を採決いたします。  
この採決は、起立をもって行います。  
本件は、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。  
よって、同意第6号「会津坂下町農業委員会委員の選任について」は、これに同意することに決定いたしました。

◎議長（水野孝一君）

次に、同意第7号「会津坂下町農業委員会委員の選任について」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。  
これより同意第7号「会津坂下町農業委員会委員の選任について」を採決いたします。  
この採決は、起立をもって行います。  
本件は、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、同意第7号「会津坂下町農業委員会委員の選任について」は、これに同意することに決定いたしました。

◎議長（水野孝一君）

次に、同意第8号「会津坂下町農業委員会委員の選任について」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより同意第8号「会津坂下町農業委員会委員の選任について」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。

本件は、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、同意第8号「会津坂下町農業委員会委員の選任について」は、これに同意することに決定いたしました。

◎議長（水野孝一君）

次に、同意第9号「会津坂下町農業委員会委員の選任について」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。  
これより同意第9号「会津坂下町農業委員会委員の選任について」を採決いたします。  
この採決は、起立をもって行います。  
本件は、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。  
よって、同意第9号「会津坂下町農業委員会委員の選任について」は、これに同意することに決定いたしました。

◎議長（水野孝一君）

次に、同意第10号「会津坂下町農業委員会委員の選任について」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。  
これより同意第10号「会津坂下町農業委員会委員の選任について」を採決いたします。  
この採決は、起立をもって行います。  
本件は、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、同意第10号「会津坂下町農業委員会委員の選任について」は、これに同意することに決定いたしました。

◎議長（水野孝一君）

次に、同意第11号「会津坂下町農業委員会委員の選任について」に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより同意第11号「会津坂下町農業委員会委員の選任について」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。

本件は、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、同意第11号「会津坂下町農業委員会委員の選任について」は、これに同意することに決定いたしました。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議といたします。

（午前11時03分）

再開を11時15分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午前11時15分）

◎議案第3号から議案第42号まで一括上程説明

◎議長（水野孝一君）

日程第7、議案第33号「会津坂下町税条例の一部を改正する条例」から、議案第42号「令和5年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第1号）」までの10件を一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（加藤秀法君）

議案第33号 会津坂下町税条例の一部を改正する条例

議案第34号 町道路線の認定について

議案第35号 令和5年度会津坂下町一般会計補正予算（第2号）

議案第36号 令和5年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第37号 令和5年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第38号 令和5年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第39号 令和5年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第40号 令和5年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第41号 令和5年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第42号 令和5年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第1号）

◎議長（水野孝一君）

これより、一括議題とした議案について順次説明を求めます。

初めに、議案第33号について説明願います。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

私からは、議案第33号「会津坂下町税条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

会津坂下町税条例の一部を改正する条例は、地方税法及び関係法令の改正に伴い関係条文を改正するものであります。詳細につきましては、資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

新旧対照表1ページの右側の「旧」が改正前、左側の「新」が改正後で、下線部分が改正箇所であります。

第34条の9第2項は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令により、地

方税法施行令第48条の9の3が改正されたことに伴う改正で、「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に改め、「若しくは町民税に充当し」を「個人の町民税若しくは森林環境税を納付又は納入し、若しくは納入し」に改め、「に充当するを」を「を納付し、若しくは納入する」に改めるものでございます。

次に、第36条の3の2は、給与所得者の扶養親族等申告書について、前年の申告書内容に異動がない場合、記載事項の簡素化が図られる改正で、第2項として下線部のとおり全文を加え、第2項が追加されることにより、以下、項が変更されます。第2項を第3項とし、「前項」を「第1項」に改め、2ページをご覧ください、第3項を第4項とし、「第2項」を「第1項及び前項」に改め、「第4項」を「第5項」に修正し、「第2項」を「第3項」に改め、第6項は「第3項」を「第4項」に改めるものでございます。

次に、第38条は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行され、地方税法施行令第48条の9の3が改正されることに伴うもので、見出しを「方法」を「方法等」に改め、第1項は「によって」を「により」に改め、第3項は下線部のとおり全文を加える改正でございます。

次に、第41条は、森林環境税の導入に伴い、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額及び町民税との合算額を追加する改正で、「及び」を「個人の」に改め、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に改め、「によって」を「により」に改めるものでございます。

3ページをご覧ください。

第44条第1項から、4ページ第6項までは、森林環境税の導入に伴い、町民税について特別徴収の方法により徴収する所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正で、第1項は「によって」を「により」に改め、「においては」を「には」に改め、「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を追加し、第2項は「においては」を「には」に変更し、「によって」を「により」に改め、第3項、第5項、第6項は「によって」を「により」に改めるものでございます。

次に、第47条は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法第321条の7第2項が改正されたことに伴い、還付の規定を改正するもので、第1項は「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、第2項は「通知によって」を「通知により」に改め、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当するを」を「納付し、又は納入することを委託したものとみなす。」に改めるものでございます。

続いて5ページをご覧ください。

次に、第47条の2は、森林環境税の導入に伴い、特別徴収の方法により徴収する公的年金等に森林環境税額を含む旨を規定する改定で、第1項は「によって徴収することが」

を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に改め、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び第2項は「によって」を「により」に改めるものであります。

6ページをご覧ください。

次に、47条の6は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律により法第321条の7の10第2項が改正されたことに伴い、年金所得について、年金から特別徴収ができず普通徴収したものについて還付があった場合の還付の規定を改正するもので、第1項は「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、第2項は「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当するを」を「納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改めるものでございます。

続いて7ページをご覧ください。

次に、第82条1号エにつきましては、地方税法施行規則改正に伴い、軽自動車税の種別割の税率について、原動機付自転車に係ります三輪以上のものの規格が改正され、これにより、ミニカー区分から三輪の特定小型原付（いわゆる電動キックボード）が除外され、三輪の特定小型原付は第82条第1号ア（原付50ccと同じ）に該当することとなったもので、1号エ中「及び側面」を「側面」に改め、「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を追加するものであります。

次に、附則第15条の2及び第16条の2は、軽自動車税の環境性能割及び種別割について、燃費性能及び排ガス性能の不正行為により生じた納付すべき額の不足額について、メーカーに徴収する際に加算する割合を引き上げるもので、附則第15条の2第4項及び附則第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改めるものであります。

続いて議案に戻っていただきまして、3ページをご覧ください。

附則であります。第1条第1号は、改正条例第82条第1号エの改正規定及び附則第3条第1項の規定を令和5年7月1日から施行したいというものであります。

第2号は、第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに41条、44条、47条、47条の2及び47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の改正規定及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項、第2項及び第3項の規定を、令和6年1月1日から施行したいというものでございます。

第3号は、第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定を、令和7年1月1日から施行したいというものでございます。

次に、附則第2条は町民税に関する経過措置を定め、4ページ附則第3条は軽自動車

税に関する経過措置を定めるというものであります。  
説明は以上です。

◎議長（水野孝一君）

続いて、議案第34号について説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

議案第34号「町道路線の認定について」ご説明申し上げます。

道路法第8条第2項の規定により、次のとおり町道路線に認定をするため、議会の議決を求めたいというものであります。

町道認定の路線は、メガステージ会津坂下の開発行為に伴い築造された道路、大成建設株式会社に払下げをした旧中岩田住宅用地の宅地造成工事に伴い築造された道路及びピアホーム株式会社による坂下東第一土地区画整理地内における宅地造成工事に伴い築造された道路を町道として認定したいというものであります。

整理番号1、路線番号1283番、路線名は「柳田北線」であります。起点は会津坂下町大字気多宮字柳田1057番地4、終点は会津坂下町大字気多宮字柳田1025番地2であり、幅員12.0メートル、総延長160.1メートルであります。

次に、整理番号2、路線番号1284番、路線名は「柳田中央線」であります。起点は会津坂下町大字気多宮字柳田991番地2、終点は会津坂下町大字気多宮字柳田1006番地2であり、幅員10.0メートルから12.0メートル、総延長392.3メートルであります。

次に、整理番号3、路線番号1285番、路線名「中岩田住宅西線」であります。起点は会津坂下町字中岩田7番地11、終点は会津坂下町字中岩田7番地1であり、幅員6.0メートル、総延長56.0メートルについて、町道路線として認定したいというものであります。

次に、整理番号4、路線番号1286番、路線名「羽林沢ノ目線」であります。起点は会津坂下町大字羽林字沢ノ目9番地2、終点は会津坂下町大字羽林字沢ノ目7番地2であり、幅員6.0メートル、総延長76.5メートルについて、町道路線として認定したいというものであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

続いて、議案第35号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議案第35号「令和5年度会津坂下町一般会計補正予算（第2号）」についてご説明を申し上げます。

第1条歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に3億9,752万3,000円を追加し、予算の総額を80億9,666万4,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

次に、第2条地方債の廃止・変更は、「第2表 地方債補正」によるものです。

今回の補正予算の主なものは、電気・ガス・食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減を実施できるよう地方創生臨時交付金が交付されることを受け、会津坂下町生活支援事業として、住民税非課税世帯等臨時特別支援事業、ばんげ応援商品券配布事業及び社会生活支援事業等物価高騰対策事業を実施するものです。

また、4月の人事異動等に伴う人件費の補正、国・県補助金の確定に伴う各事業費の補正、各地区から要望がありました町道を整備するための補正、令和4年度の繰越金を行政センター建設整備基金等に積立てを実施する補正となります。

1ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、事項別明細書によりご説明をいたします。

4ページをご覧ください。

「第2表 地方債補正」について、ご説明いたします。今回の補正では、廃止が2件、変更が4件であります。

まず、廃止となります町道改良整備事業及び町営住宅整備事業については、交付税措置のない地方道路等整備事業債1,100万円、公営住宅建設事業債800万円を廃止するものであります。

次に、変更の除雪機械整備事業は、除雪ドーザの更新に伴う国庫補助金が内示により増額配分となったことから、過疎対策事業債1,100万円を減額するものです。

緊急浚渫推進事業は、新たに4か所、準用河川の土砂浚渫工事を実施し、河川の氾濫、大規模な浸水被害等の災害に備えるもので、緊急浚渫推進事業債500万円を増額するもので、元利償還金の7割が交付税措置されます。

次に、河川改修整備事業は、新たに5か所の護岸整備工事を実施するもので、防災対策事業債300万を増額するもので、元利償還金の28.5%が交付税措置されます。

消防施設整備事業は、袋原区に防火水槽を設置するもので、緊急防災・減災事業債800万円を増額するもので、元利償還金の7割が交付税措置されます。

事項別明細書について、ご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

総括の歳入につきましては、1款町税から21款町債まで、補正前の額76億9,914万1,000円、補正額3億9,752万3,000円の増、補正後の額80億9,666万4,000円になります。

2 ページをご覧ください。

歳出につきましては、1 款議会費から13 款予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額は歳入と同額となります。

財源内訳につきましては、国県支出金が1 億2,533 万2,000 円の増、地方債が1,400 万円の減、その他特定財源が103 万円の増、一般財源が2 億8,516 万1,000 円の増であります。

3 ページをご覧ください。

2、歳入の詳細について、ご説明をいたします。

1 款2 項1 目固定資産税、補正額5,300 万円の増は、当初課税額が確定したことにより増額をするものです。

14 款2 項1 目総務費国庫補助金、社会保障・税番号制度整備費補助金、補正額5 万1,000 円の減は、人事異動による補助対象経費の減によるものです。

3 目衛生費国庫補助金、補正額1 億3,376 万円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付されるもので、会津坂下町生活支援事業の財源として活用いたします。

4 目土木費国庫補助金、補正額106 万4,000 円の減は、1 節道路橋りょう費補助金、補正額2 万9,000 円の減は、除雪対策事業に係る社会資本整備総合交付金が、内示により240 万6,000 円の増、橋りょう点検委託に係る道路メンテナンス事業費補助金が、内示により243 万5,000 円の減となることによるものです。

2 節住宅費補助金、補正額103 万5,000 円の減は、古町川尻団地改修及び設計に係る社会資本整備総合交付金が内示により減額となったことによるものです。

5 目教育費国庫補助金、補正額865 万6,000 円の減は、文化財保存事業費補助金の内示により減額となるものです。

内訳については4 ページをご覧ください。

町内遺跡発掘調査が619 万3,000 円の減、文化財調査活用事業補助金が246 万3,000 円の減となります。

15 款2 項1 目総務費県補助金、3 節電源立地地域対策交付金、補正額16 万1,000 円の増は、電源立地地域対策交付金が発電量の増加に伴い追加で交付されることから増額をするものです。

7 節みらいを描く市町村等支援事業補助金、補正額34 万円の減は、県の予算配分により移住・定住推進事業分が減額となるものです。

3 目衛生費県補助金、出産子育て応援給付金事業補助金、補正額15 万2,000 円の減は、人事異動による補助対象経費の減によるものです。

4 目農林水産業費県補助金、補正額93 万8,000 円の増は、地域の農業者の話合いに基づき、将来の農地利用の姿を明確化し、地域計画の策定に向けた取組を支援する地域計画策定推進緊急対策事業補助金で、全額増となり、補助率は10 分の10 です。

7 目教育費県補助金、補正額69 万9,000 円の増は、幼稚園の送迎バスに置き去り防止支援安全装置を設置する福島県公立学校こどもの安心・安全対策支援事業補助金で、全

額増となり、補助率は10分の10であります。

5ページをご覧ください。

15款3項5目土木費県委託金、補正額19万8,000円の増は、1節道路橋りょう費委託金、補正額8万円の増は、委託単価の増額によるものです。

2節河川浄化委託金、補正額11万8,000円の増は、委託面積の増によるものです。

18款1項1目財政調整基金繰入金、補正額200万円の増は、前年度にアルトン工業から寄附をいただきました200万円を繰り入れし、寄附目的であります特定非営利活動法人等への支援として、会津坂下町生活支援事業の中で活用するものです。

19款1項1目繰越金、補正額2億3,000万円の増は、純繰越金が3億7,000万円と試算されることから、当初予算との差額を計上したものです。

なお、繰越金の詳細につきましては、決算確定後にご説明をさせていただきたいと思っております。

6ページをご覧ください。

20款4項4目雑入、補正額103万円の増は、まずコミュニティ助成事業90万円の増については、事業採択により上金沢区のテント等防災資材の整備分を計上するもので、補助率は10分の10になります。

次に、地域の元気プロジェクト助成金、補正額13万円の増は、明治安田生命が地域貢献としてイベント開催費用等に対する助成であり、御田植祭の早乙女踊りの備品の整備に活用いたします。

21款町債につきましては、第2表の地方債の補正によりご説明したとおり、廃止が2件、変更が4件です。なお、町債の総額は1,400万円減の2億1,095万円となります。

8ページをご覧ください。

3の歳出についてご説明いたします。

まず本補正予算の人件費分の補正につきましては、4月の人事異動に伴うもので、一般会計分は1,581万1,000円の減額、特別会計分も含めた全体では2,907万6,000円の減額となります。

主な要因といたしましては、職員数の2名減、退職職員と新規採用職員の給料の差額などによるものです。

また、会計年度任用職員においては、採用者の決定（1名増）による給与額の確定等により、一般会計分で67万3,000円の増額、特別会計も含めた全体では14万7,000円の増額となります。

1款1項1目議会費、補正額24万円の減は、人事異動によるものです。

2款1項1目一般管理費、補正額1,208万9,000円の減は、2節給料から10ページの4節共済費までは、人事異動に伴い職員が2名減、会計年度任用職員1名増によるものです。

10ページをご覧ください。

5目財産管理費、補正額1億8,847万2,000円の増は、まず、財政調整基金5,327万4,000円の増は、前年度末にアルトン工業から800万円、佐藤電設から500万円など合わ

せて7件、1,327万4,000円の一般寄附分と4年度の剰余金4,000万円を積立てするものです。

次に、福祉基金3,019万8,000円の増は、繰替運用返済のため計上するものです。

行政センター建設基金1億円の増は、新庁舎建設に向けて積立てをするものです。

次に、湯川・会津坂下地域振興施設整備基金は、前年度に株式会社湯川会津坂下より寄附のあった500万円を積立てするものです。

6目企画費12節委託料、補正額84万6,000円の増は、まず、測量設計73万7,000円の増は、広瀬コミュニティセンター屋上の防水改修工事監理業務を計上するものです。

倒木等撤去10万9,000円の増は、旧片門小学校敷地内の支障木を伐採するため計上するものです。

14節工事請負費、補正額3,231万円の増は、若宮コミュニティセンター敷地内の土砂整地工事で10万円、広瀬コミュニティセンター屋上の防水改修工事で3,221万円を計上するものです。

11ページをご覧ください。

18節負担金補助及び交付金、補正額646万8,000円の増は、まず、社会生活支援事業所等物価高騰対策事業360万円は、社会生活支援事業者に対し、物価高騰への支援として補助金を交付するため計上するものです。

一般コミュニティ助成事業90万円は、事業採択により、上金沢区に対しテント等の防災資材等の整備のための補助金を計上するものです。

交付金196万8,000円は、地域づくり交付金のうち、各地区の課題を地区自ら解決するための課題解決分で、前年度繰越分を計上するものであります。

2款1項9目過疎対策費、補正額281万7,000円の減は、まず、1節報酬2万5,000円の増は、地域おこし協力隊1名が杉山区に転居したことにより、週1回役場での打合せ時の通勤手当を計上するものです。

2節給料から3節職員手当等までは、地域おこし協力隊1名が今年2月に退任したことにより減額をするものであります。

10節需用費5万円の増は、試作品の調理材料費を計上するものであります。

11節役務費3万9,000円の減は、地域おこし協力隊に貸与しておりました携帯電話を解約することから減額するものです。

12ページをご覧ください。

12節委託料24万3,000円の増は、試作品の食品検査・カロリー検査の委託料を計上するものであります。

13節使用料及び賃借料、補正額24万9,000円の増は、まず、使用料18万5,000円の増は、試作品製作のため民間加工場を借用するための施設利用料となります。

賃借料6万4,000円の増は、地域おこし協力隊の事務所が川西コミュニティセンターから杉山区内への移転に伴い、隊員の住宅の一部を借り上げるため計上するものであります。

17節備品購入費47万4,000円の増は、まず、通信機器37万2,000円の増は、活動PR動

画編集のため、動画編集用のパソコン、デジタルカメラ等を購入するためのものです。

調理機器10万2,000円の増は、試作品製作のためのジューサーミキサー等を購入するものです。

18節負担金補助及び交付金64万5,000円の減は、隊員の転居により家賃補助分を減額するものであります。

2款2項1目税務総務費、補正額36万5,000円の増は、人事異動によるものです。

13ページをご覧ください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額104万3,000円の増は、人事異動によるものです。なお、会計年度任用職員の確定により、財源の内訳が国庫支出金5万1,000円の減となります。

14ページをご覧ください。

2款5項1目統計調査総務費、補正額26万3,000円の減は、人事異動によるものです。

15ページをご覧ください。

3款1項1目社会福祉総務費、補正額828万3,000円の減は、2節給料から16ページ4節共済費までは人事異動によるものです。

17ページをご覧ください。

18節負担金補助及び交付金7万円の増は、令和6年度に本町で開催が予定されておりました社会を明るくする運動両沼地区研究集会在本年度開催となったため、両沼地区保護司会への負担金を計上するものです。

27節繰出金963万3,000円の減は、国民健康保険特別会計繰出金22万9,000円の減、後期高齢者医療特別会計繰出金445万8,000円の減、介護保険特別会計繰出金494万6,000円の減は、人事異動に伴い各特別会計への繰出金を減額するものです。

3款1項5目臨時福祉給付費、補正額5,950万円の増は、地方創生臨時交付金を活用し、住民税非課税世帯に対して3万円を給付する住民税非課税世帯等臨時特別支援事業の事務費及び給付金となります。

2節給料から4節共済費は、会計年度任用職員の人件費と、職員の時間外手当を計上するものです。

10節需用費、29万9,000円の増は事務用品の購入、18ページの印刷製本費は、封筒の作成費用を計上するものです。

11節役務費82万7,000円の増は、確認書、決定通知書等の送付に係る郵便料と、口座振替手数料を計上するものです。

12節委託料320万円の増は、給付金支給のための該当者抽出、通知書作成等の業務委託料を計上するものです。

18節負担金補助及び交付金5,400万円の増は、1,800世帯分の給付金を計上するものであります。

3款2項1目児童福祉総務費、補正額13万5,000円の減は、会計年度任用職員の確定によるものであります。

19ページをご覧ください。

4目児童福祉施設費416万5,000円の減は、2節給料から3節職員手当等は、人事異動による職員の1名減及び会計年度任用職員の確定によるものです。

20ページをご覧ください。

12節委託料2万5,000円の増は、県の指導により乳幼児の尿検査を年2回実施するため、1回分を増額するものであります。

4款1項1目保健衛生総務費、補正額28万7,000円の増は、人事異動によるものです。

21ページをご覧ください。

2目予防費19万2,000円の減は、会計年度任用職員の確定によるものです。なお、会計年度任用職員の確定に伴い、財源の内訳は国庫支出金15万2,000円の減、一般財源4万円の減となります。

6款1項2目農業総務費、補正額635万9,000円の減は、人事異動によるものです。

22ページをご覧ください。

3目農業振興費、補正額93万9,000円の増は、地域計画策定推進緊急対策事業の採択によるもので、3節職員手当等は職員の時間外勤務手当を計上するものです。

10節需用費は事務用品の購入等を計上するもので、補助率は10分の10となります。

5目農地費、補正額611万1,000円の増は、2節給料から3節職員手当等は、人事異動によるものです。

23ページをご覧ください。

18節負担金補助及び交付金16万円の増は、青津区の北側、阿賀川を挟んで喜多方市側にあります赤沢川水中ポンプの更新に伴い、事業費の2分の1を喜多方市と面積割で負担することから、赤沢川水中ポンプ管理委員会への補助金を計上するものです。

27節繰出金1万1,000円の減は、人事異動に伴う農業集落排水整備事業特別会計繰出金に係る人件費の減を計上したものです。

7款1項1目商工総務費、補正額52万6,000円の減は、2節給料137万9,000円の減及び3節職員手当等69万3,000円の増は、人事異動及び時間外勤務手当の配分割の増によるものです。

24ページをご覧ください。

14節工事請負費16万円の増は、国道49号線沿いに設置してあります堀部安兵衛父母菩提寺案内看板老朽化のための撤去工事費を計上するものであります。なお、町内に設置してあります案内看板につきましては、今後調査を実施し、必要な措置を講じてまいります。

2目商工業振興費、補正額8,117万8,000円の増は、地方創生臨時交付金を活用するばんげ応援商品券配布事業の事務費及び補助金となります。

3節職員手当等は、職員の時間外手当を計上するものです。

10節需用費3万円の増は、商品券発送に係る事務用品の購入費を計上するものであります。

11節役務費312万7,000円の増は、商品券発送に係る郵便料を計上するものです。

18節負担金補助及び交付金は、ばんげ応援商品券配布事業を実施するため、事務経費

を含めた商工会への補助金7,841万円を計上するものであります。

25ページをご覧ください。

3目観光費、補正額13万円の増は、明治安田生命より助成をいただきました地域の元気プロジェクト助成金を、御田植祭早乙女踊りで使用する衣装の買換え等に活用するため、町観光物産協会への委託料を増額するものです。

8款1項1目土木総務費、補正額160万5,000円の減は、人事異動によるものです。

26ページをご覧ください。

8款2項1目道路維持費、補正額603万3,000円の増は、10節需用費1,347万7,000円の増は、防雪柵部材の購入及び道路補修や除雪車の車検・点検のための修繕料を増額するものです。

12節委託料108万1,000円の増は、坂下南幹線除草作業等の実施及び県道の除草作業の委託単価が増額になったことによるものです。

17節備品購入費852万5,000円の減は、除雪ドーザの入札により事業費が確定しことにより減額をするものです。

2目道路新設改良費、補正額1,950万円の増は、傷んだ道路の改修工事を実施するもので、地区要望でもある樋渡村東線舗装整備工事のほか7路線の道路整備工事費を増額するものです。

5目橋りょう新設改良費、補正額はございませんが、国庫支出金の内示により、財源の内訳が、国庫支出金243万5,000円の減となるため、財源補填として一般財源が243万5,000円の増となります。

27ページをご覧ください。

8款3項1目河川総務費、補正額11万8,000円の増は、県より委託されています旧宮川・新宮川・只見川河川浄化事業の委託面積の増によるものです。

2目河川維持費、補正額940万円の増は、準用河川等堆砂除去520万円の増は、河川の氾濫、大規模な浸水被害等の災害に備えるため、新たに4か所、準用河川の浚渫工事費を計上するものであります。河川維持420万円の増は、滝沢川、田沢川、水無川の護岸補修・河川改修工事費を計上するものであります。

8款4項1目都市計画総務費、補正額100万7,000円の減は、人事異動によるものであります。

28ページをご覧ください。

2目土地地区画整理費、補正額109万1,000円の減は、坂下東第一地区土地地区画整理事業特別会計への繰出金で、補助金の内示による事業内容の変更及び人事異動による職員給与費等の繰出金の減によるものです。

4目下水道費、補正額107万3,000円の減は、下水道事業特別会計への繰出金で、人事異動によるものです。

8款5項1目住宅管理費、補正額264万6,000円の増は、10節需用費168万2,000円の増は、古町川尻団地8号棟の修繕及び公用車の修繕が必要なことから増額をするものです。

12節委託料96万4,000円の増は、古町川尻団地の支障木を伐採するため計上するもの

です。

29ページをご覧ください。

9款1項1目非常備消防費、補正額112万4,000円の増、7節報償費9万6,000円の増は、自主防災組織が既に設立されている3地区に対する活動支援として、防災活動訓練や学習会等の講師謝礼を計上するものです。

10節需用費6万円の増は、防災用品を購入するためのものです。

17節備品購入費96万8,000円の増は、消防車両の後退時における事故防止のため、全車両22台にバックモニターを取り付けるものです。

2目消防施設費、補正額1,033万3,000円の増、14節工事請負費971万7,000円の増は、村田消防車庫の解体工事120万3,000円及び袋原区防火水槽設置工事851万4,000円を計上するものであります。

17節備品購入費61万6,000円の増は、行政区からの要望に対応するため、消火栓用ホースを追加購入するためのものです。

30ページをご覧ください。

10款1項2目事務局費、補正額4万4,000円の減は、人事異動によるものです。

10款1項3目子ども支援費、補正額158万6,000円の増は、人事異動によるものです。

31ページをご覧ください。

10款2項1目学校管理費、補正額189万7,000円の増は、まず、10節需用費140万2,000円の増は、坂下南小の浄化槽放流ポンプの交換、FFファンヒーター制御盤修繕、坂下東小の防球ネット支柱溶接など、計5か所の修繕費を計上するものです。

12節委託料49万5,000円の増は、放課後児童健全育成事業で使用する武道場で雨漏りが発生していることから、雨漏り調査のため計上するものです。

32ページをご覧ください。

10款3項1目学校管理費、補正額248万9,000円の増は、県負担の事務補助員が配置されなくなったことに伴い、町で会計年度任用職員を配置するため、給料及び職員手当等を計上するものです。

10款4項1目幼稚園費、補正額300万円の増は、まず、1節報酬86万3,000円の増は、坂下南幼稚園において朝の人員不足解消のため、パート2名分の報酬を計上するものです。

2節給料から3節職員手当等までは、人事異動により職員が1名増となったこと及び会計年度任用職員が1名減になったことによるものです。

33ページをご覧ください。

17節備品購入費63万円の増は、送迎バスに設置する置き去り防止支援安全装置を国の認証を受けた安全装置に変更するため、増額をするものです。

34ページをご覧ください。

10款5項1目社会教育総務費、補正額85万9,000円の減は、人事異動によるものです。

2目公民館費、補正額73万5,000円の増は、建築基準法に基づき調査した結果報告により、要是正とされた中央公民館内の非常用照明9台及び調理実習室等5台の換気扇を

交換するため計上するものです。

4目埋蔵文化財発掘調査費、補正額825万6,000円の減は、国庫支出金の内示により、事業内容を変更し、減額をするものです。

36ページをご覧ください。

5目指定文化財管理費、補正額379万1,000円の減は、こちらも国庫支出金の内示により、事業内容を見直し、減額をするものです。

10款6項1目保健体育総務費、補正額17万2,000円の増は、人事異動によるものです。37ページをご覧ください。

2目学校給食費、補正額8,000円の減は、人事異動によるものです。

38ページをご覧ください。

最後に、13款1項1目予備費、補正額1,310万4,000円の増は、歳入歳出額の調整による増額となり、これにより予備費総額は2,764万8,000円となります。

説明は以上となります。

◎議長（水野孝一君）

昼食のため休議といたしたいと思います。

（午後0時02分）

再開を午後1時といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後1時00分）

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第36号から議案第38号までについて説明願います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

私からは、議案第36号「令和5年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

令和5年度会津坂下町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによりたいというものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額から歳入歳出それぞれ319万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億2,419万円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

今回の補正は、前年の所得確定による国民健康保険税の本算定及び人事異動に係る補正でございます。

税率につきましては、財政運営の主体である県が提示する標準保険料率を参考として算定しておりますが、昨今の療養給付費の増加傾向などを考慮し、令和5年度は令和4年度と同率で5月23日開催の国保運営協議会に諮問し、答申をいただいたところでございます。

今回の補正予算は、この答申内容を反映し、令和5年度の国保事業の運営をしてまいりたいというものでございます。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

1ページをお開きください。1の総括になります。

初めに歳入であります。

1款国民健康保険税から7款繰越金までの合計から319万9,000円を減額し、歳入を18億2,419万円としたいというものであります。

2ページをお開きください。

歳出であります。1款総務費から9款予備費までの合計から319万9,000円を減額し、歳入と同額の18億2,419万円にしたいというものであります。財源内訳は、一般財源が319万9,000円の減であります。

3ページ以降は詳細の説明となります。

2の歳入であります。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は、税率の決定並びに令和4年中の所得額確定に伴い算定した結果、1節医療給付費分現年課税分から9節介護納付金分現年課税特別徴収分まで384万7,000円の減となり、2億9,261万円となります。

4ページをお開きください。

6款1項1目一般会計繰入金22万9,000円の減は、人事異動による人件費の補正分によるものです。

7款1項1目繰越金87万7,000円の増は、歳入歳出見込みによるものです。

5ページをご覧ください。

3の歳出であります。1款1項1目一般管理費24万円の減は、2節給料から4節共済費まで、人事異動による人件費の補正であります。

6ページをお開きください。

1款5項1目収納率等特別対策事業費8万7,000円の減は、人事異動による職員手当等の補正であります。

3款1項1目一般被保険者医療給付費分137万8,000円の減、7ページをご覧ください。同じく2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分64万3,000円の減、同じく3項1目介護納付金分97万5,000の増は、県が算定する事業費納付金の額の確定によるものです。なお、事業費納付金の合計は、当初予算より104万6,000円の減であります。

5款2項2目疾病予防費51万5,000円の減は、2節給料から、8ページ、4節共済費まで、人事異動による人件費の補正であります。

9款1項1目予備費は131万1,000円の減で、5,253万2,000円であります。  
補正予算の説明は以上となります。

続きまして、議案第37号「令和5年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

令和5年度会津坂下町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額から歳入歳出それぞれ494万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5,350万3,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

今回の補正は、人事異動による補正であります。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。1の総括、歳入です。

7款繰入金から494万6,000円を減額し、歳入を23億5,350万3,000円にするものであります。

2 ページは歳出であります。1款総務費から494万6,000円を減額し、歳出合計を歳入と同額の23億5,350万3,000円にするものであります。財源内訳は、一般財源が494万6,000円の減です。

3 ページ以降は詳細の説明となります。

2の歳入であります。

7款1項4目その他一般会計繰入金494万6,000円の減は、人事異動に係る人件費減額分です。

4 ページをご覧ください。3の歳出です。

1款1項1目一般管理費494万6,000円の減は、2節給料から4節共済費まで、人事異動によるものです。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第38号「令和5年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

令和5年度会津坂下町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額から歳入歳出それぞれ445万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億487万5,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

今回の補正は、人事異動による補正であります。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。1 の総括、歳入です。

3 款繰入金から445万8,000円を減額し、歳入を2億487万5,000円にするものです。

2 ページは歳出です。

1 款総務費から445万8,000円を減額し、歳出合計を歳入合計と同額の2億487万5,000円にするものです。財源内訳は、一般財源が445万8,000円の減です。

3 ページ以降は詳細の説明となります。

2 の歳入です。

3 款1 項1 目事務費繰入金445万8,000円の減は、人事異動に係る人件費減額分です。

4 ページをお開きください。3 の歳出です。

1 款1 項1 目一般管理費445万8,000円の減は、2 節給料から4 節共済費まで、人事異動によるものです。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

続いて、議案第39号から議案第42号までについて説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

議案第39号「会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

令和5年度会津坂下町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額から107万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億3,772万7,000円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費を計上したものであります。

1 ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

事項別明細書の1 ページをお開きください。1、総括、歳入であります。

5 款繰入金の補正額が107万3,000円の減となり、補正後の歳入合計は6億3,772万7,000円となります。

2 ページをお開きください。歳出であります。

1 款下水道事業費の補正額が107万3,000円の減となり、補正後の歳出合計は6億3,772万7,000円であります。

3ページをご覧ください。歳入であります。

5款1項1目一般会計繰入金107万3,000円の減は、歳入歳出における事業費の確定によるものであります。

4ページをお開きください。歳出であります。

1款3項1目建設費は107万3,000円の減であります。

2節給料から4節共済費まで、人事異動に伴う人件費の補正であります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第40号「令和5年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

令和5年度会津坂下町の坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額から2,401万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億143万5,000円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更は「第2表 地方債補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、社会資本整備総合交付金の内示に伴う補助対象事業費の減並びに人事異動に伴う人件費等を計上したものであります。

1ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

3ページをお開きください。「第2表 地方債補正」であります。

公共事業等債につきましては、事業費の減に伴い1,020万円を減額したいというものであります。なお、起債の方法及び利率、償還の方法につきましては変更ございません。事項別明細書の1ページをお開きください。1、総括、歳入であります。

1款国庫支出金から5款町債まで、2,401万1,000円の減であります。

2ページをご覧ください。歳出であります。

1款事業費が2,401万1,000円の減であり、財源内訳につきましては、国庫支出金が1,272万円の減、地方債が1,020万円の減、一般財源が109万1,000円の減となります。

3ページをお開きください。2、歳入であります。

1款1項1目土木費国庫補助金1,272万円の減は、補助対象事業費の減により減額するものであります。

3款1項1目一般会計繰入金109万1,000円の減は、歳入歳出における事業費の確定によるものであります。

5款1項1目土木債1,020万円の減は、起債対象事業費の減に伴い減額するものであります。

4ページをお開きください。歳出であります。

1款1項1目坂下東第一地区事業費を2,401万1,000円減額したいというものであります。この内訳としまして、4節共済費1万1,000円の減は、人事異動に伴う人件費の補正であります。

21節補償補填及び賠償金2,400万円の減は、建物等移転補償費の減によるものであります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第41号「令和5年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

令和5年度会津坂下町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額から1万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6,688万9,000円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいとするものであります。

今回の補正は、人件費の減額分を計上したものであります。

1ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」であります。

詳細につきましては事項別明細書によりご説明を申し上げます。

事項別明細書の1ページをお開きください。1、総括、歳入であります。

3款繰入金の補正額が1万1,000円の減となり、補正後の歳入合計は6,688万9,000円となります。

2ページをお開きください。歳出であります。

1款農業集落排水事業費の補正額が1万1,000円の減となり、補正後の歳出合計は6,688万9,000円となります。

3ページをお開きください。歳入であります。

3款1項1目一般会計繰入金1万1,000円の減は、歳入歳出における事業費の確定によるものであります。

4ページをお開きください。歳出であります。

1款2項1目維持管理費は1万1,000円の減であります。

4節共済費1万1,000円の減は、共済費の額の確定によるものであります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第42号「令和5年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

第1条、令和5年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第2条、令和5年度会津坂下町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。

第1款水道事業収益を、既決予定額4億9,017万3,000円に9,000円を追加し、4億9,018万2,000円にしたいというものであります。

第1款水道事業費用を、既決予定額4億6,216万8,000円から239万円を減額し、4億5,977万8,000円にしたいというものであります。

第3条、予算第7条に定めた職員給与費の既決予定額3,170万6,000円から239万円を減額し、2,931万6,000円に改めるものであります。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費等を計上したものであります。

1ページをお開きください。実施計画であります。

詳細につきましては、4ページの予算明細書でご説明申し上げます。

2ページをお開きください。キャッシュフロー計算書であります。

資金の減少額は、補正前の5,485万929円から225万1,000円を減額し、5,259万9,929円となり、資金期末残高は7億6,535万1,476円となります。

3ページをご覧ください。予定貸借対照表であり、表記のとおりであります。

4ページをお開きください。予算明細書であります。

収益的収入、1款2項8目消費税及び地方消費税還付金9,000円の増は、今回の補正に伴うものであります。収益的支出1款1項4目総係費239万円の減は、人事異動に伴う人件費を計上したものです。

5ページをご覧ください。実施計画説明資料及び損益勘定留保資金説明資料であります。

(1) 収益的収支(損益勘定)であります。収益的収入4億9,018万2,000円、収益的支出4億5,977万8,000円、税込当期純利益3,040万4,000円となり、ここから消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,517万4,000円、貯蔵品に係る仮払消費税及び地方消費税41万1,000円を差し引き、税抜当期純利益1,481万9,000円となるところであります。

(2) 資本的収支(資本勘定)の不足額1億6,215万7,000円の補填財源につきましては、下段補填財源明細書のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長(水野孝一君)

以上をもって議案の説明を終わります。

これらの議案に対する質疑は、最終日に行います。

◎請願の常任委員会付託

◎議長(水野孝一君)

日程第8「請願の常任委員会付託」を議題といたします。

去る6月1日の正午までに受理した請願は、お手元にその写しを配付しておりますので、請願番号、受理年月日、件名、請願者の住所・氏名、紹介議員名を職員に朗読させ

ます。

◎書記（加藤秀法君）

請願番号第2号、受理年月日令和5年5月25日、件名「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書。請願者住所氏名、福島市上浜町10の38、福島県教職員組合中央執行委員長、瀬戸禎子。河沼郡会津坂下町字惣六2の4、福島県教職員組合両沼支部支部長、星和雄。紹介議員、横山智代。

◎議長（水野孝一君）

請願第1号について、紹介議員の説明を求めます。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（水野孝一君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求めることについての請願の趣旨を申し上げます。

東日本大震災から12年が経過いたしました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子供を対象に、被災児童生徒就学支援等事業が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。令和5年度も、東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、8億円が予算化されておりますが、前年度よりも減額になっております。

この事業を通しまして、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援、スクールバス運行による通学手段の確保に係る経費を含みます。高校生に対する就学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校、各種学校の授業料減免などが実施されております。被災した子供たちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

令和3年3月9日、「「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」が閣議決定されました。その中で、令和3年度から7年度までの5年間で新たな復興期間として「第2期復興・創生期間」と位置づけ、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するための取組が進められております。

子供の就学支援についても、支援の必要な子供の状況等、事業の進捗に応じた支援を継続するとしております。被災児童生徒就学支援等事業での原子力災害被災地域は、小・中・高等学校、特別支援学校、私立学校、専修学校、各種学校を対象とした就学援助、就学奨励、奨学金などの就学等支援事業などについても継続となりました。

今日においても、福島県では、令和4年4月1日時点で約4,900人、これには自主避難の子供は除いております。その子供たちが県内外で避難生活を送っております。経済的

な支援を必要とする子供たちは多く、子供たちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。

事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了もしくは規模が縮小することとなれば、各自治体負担となることも危惧されます。地方から、必要であるとの声を中央に届けることが今求められています。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されておりますが、引き続き被災者に寄り添う被災児童生徒就学支援等事業による就学支援は必要です。経済的に困窮している家庭の子供たちの就学・修学に対し行き届いた支援が保障されるよう、ぜひこれは強く要請いたします。

つきましては、令和6年度におきましても被災児童生徒就学支援等事業を継続し、被災児童生徒の就学支援に必要な財政措置を行うよう関係諸機関に対し意見書の提出により要請することを強くお願いいたします。

ぜひ皆様方のご賛同を得て、この請願が受け入れられますよう、どうぞ皆さんでご審議いただきたいと思います。

◎議長（水野孝一君）

この請願は、お手元に配付の請願文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

◎議長（水野孝一君）

以上をもって、本日の議事は全部終了いたしました。

6月9日から11日までは、休会であります。

6月12日は、午前10時より本会議を開き、一般質問を行います。一般質問は、5月25日の正午に通告を締め切っており、議員8名から通告を受けております。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後1時27分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年6月8日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員